

○串間市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例

昭和50年10月6日串間市条例第35号

改正

昭和57年10月22日条例第31号

昭和58年3月28日条例第4号

昭和59年12月25日条例第30号

平成8年5月13日条例第14号

平成11年3月26日条例第12号

平成18年9月29日条例第38号

平成20年3月27日条例第12号

平成25年3月25日条例第9号

串間市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級である者
- （2）児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害と判定された者
- （3）身体障害者手帳の交付を受けている者で、その級別が3級で、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において中度の知的障害と判定された者

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （6）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険給付等」とは、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び訪問看護療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、保険給付等を受ける者が保険給付等の対象となる診療の範囲内において負担すべき額をいう。

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に該当する重度心身障害者であって、市長が発行する重度心身障害者医療費受給資格者証を有するものとする。

（1） 串間市の区域内に住所を有すること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項並びに附則第18条第1項及び第2項に規定する特定施設に入所する障害者については、同法第19条の規定により、市長が支給決定しなければならない者を助成の対象とする。

（2） 社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者又は被扶養者であること。

（3） 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、その他法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けていないものであること。

（4） 重度心身障害者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療費については、前々年の所得。以下同じ。）が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「令」という。）第6条の4第1項に規定する額以下であり、かつ重度心身障害者の配偶者の前年の所得又は重度心身障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持するものの前年の所得が令第5条の4第2項に規定する額未満であること。

（助成）

第4条 市長は、助成対象者が重度心身障害者に係る保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額（社会保険各法による附加給付がある場合は、その額を控除した額）から1人月額1,000円を控除した額を助成するものとする。

第5条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づいて行うものとする。

2 市長は、1月を単位として助成額を決定し、申請者に支給するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、医療費として当該医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該医療機関に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の支給があったものとみなす。
- 5 第1項の申請は、助成対象者が保険給付等を受けた月の翌月から起算して、1年を経過した日以後においてはすることができない。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、支給事由が第三者の加害行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則 (昭和57年10月22日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年10月1日以後の治療に係る分から適用する。

附 則 (昭和58年3月28日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日以後の医療に係る医療費助成から適用する。

附 則 (昭和59年12月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日以後の医療に係る医療費助成から適用する。

附 則 (平成8年5月13日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日以後の医療に係る医療費助成から適用する。

附 則 (平成11年3月26日条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第38号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日条例第 9 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

○串間市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例施行規則

昭和50年10月29日串間市規則第14号

改正

昭和58年3月28日規則第6号

昭和63年4月1日規則第3号

平成11年3月26日規則第10号

平成19年3月30日規則第4号

平成22年2月16日規則第2号

平成27年3月31日規則第18号

串間市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、串間市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（昭和50年串間市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格者証の交付申請）

第2条 条例第3条の規定による重度心身障害者医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書に次の各号の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項第1号に規定する者にあつては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）
- （2） 条例第2条第1項第2号に規定する者にあつては、療育手帳（昭和48年12月27日宮崎県療育手帳制度実施要綱。以下「療育手帳」という。）又は、児童相談所長あるいは知的障害者更生相談所長の判定書
- （3） 条例第2条第1項第3号に規定する者にあつては、身体障害者手帳及び療育手帳又は、児童相談所長あるいは、知的障害者更生相談所長の判定書
- （4） 重度心身障害者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「令」という。）第6条の4第1項に規定する額以下であり、かつ、重度心身障害者の配偶者の前年の所得又は重度心身障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持するものの前年の所得が令第5条の4第2項に規定する額未満であることを証明する市長の証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第4号までの添付書類は、市長が公簿等により確認できるときは省略することができる。

(受給資格者証の交付)

第3条 市長は、前条の規定により申請した者が条例第3条各号に該当する助成対象者であるときは、当該申請者に、別記様式第2号の重度心身障害者医療費受給資格者証を交付するものとする。

2 月の途中で条例第3条の規定による助成対象者となった者の受給資格は、当月初日より適用するものとする。

3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、別記様式第3号による申請書を市長に提出し再交付を受けなければならない。

(受給資格者証の提示)

第4条 助成対象者が医療を受けようとするときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(助成の申請)

第5条 条例第4条に規定する助成を受けようとするときは、別記様式第4号による申請書を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、助成するものとする。

(届出事項)

第7条 助成対象者は、住所の変更又は加入保険に変更を生じたときは、別記様式第5号による変更届に受給資格者証を添えて市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第8条 助成対象者が助成を受ける資格をそう失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則 (昭和58年3月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日以後の医療に係る医療費助成から適用する。

附 則 (昭和63年4月1日規則第3号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第10号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条及び第4条の改正規定にかかわらず、施行の日前に提出のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月16日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前において、この規則の規定による様式と異なる様式により、行われた申請の手続等の行為は、この規則の規定による様式により行われたものとみなす。

附 則（平成27年3月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の別記様式第2号の重度心身障害者（児）医療費受給資格者証は、この規則の施行の日以降においても当該受給資格者証の有効期間まではなおその効力を有する。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第5号（第7条関係）